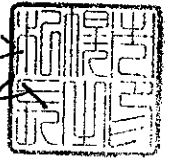


札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第14号

札幌市附属機関設置条例の一部を改正する条例

札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項札幌市アイヌ施策推進委員会の目の次に次のように加える。

札幌市雪対策審議会	本市における雪対策についての審議に関すること。	12人以内	2年
-----------	-------------------------	-------	----

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市雪対策審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。